

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月29日

【会社名】 東京都競馬株式会社

【英訳名】 TOKYOTOKEIBA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多羅尾 光睦

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目6番8号

【電話番号】 03-5767-9055

【事務連絡者氏名】 常務取締役（総務担当） 高倉 和仁

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区大森北一丁目6番8号

【電話番号】 03-5767-9055

【事務連絡者氏名】 常務取締役（総務担当） 高倉 和仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年3月28日開催の当社第99回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年3月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額1,644,469,680円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

下記の理由から、当社定款を変更するものである。

- ・取締役会の活発な審議による迅速かつ確で果敢な意思決定が行われることを目的に、定款第19条の取締役の員数を14名から11名に変更する。
- ・ガバナンス体制の強化を目的として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、定款第21条の取締役の任期を2年から1年に変更する。また、これに伴い任期調整の規定を削除する。
- ・定款第26条について、取締役会の機動的な運営を図ることを目的とし、取締役会の議長を取締役会において指名する旨の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

多羅尾光睦、山手斉、伊藤昌宏、高倉和仁、高野元一、佐藤浩二、永嶋悦子、森崎純成、田中秀司の各氏を取締役に選任する。

なお、佐藤浩二、永嶋悦子、森崎純成、田中秀司の各氏は、社外取締役候補者である。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬を支給することとし、当該報酬の総額は年額50百万円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内とするものである。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	210,967	1,144	190	(注) 1	可決 98.26
第2号議案 定款一部変更の件	211,279	832	190	(注) 2	可決 98.41
第3号議案 取締役9名選任の件					
多羅尾 光睦	185,308	26,212	780		可決 86.31
山手 斉	210,376	1,735	189		可決 97.99
伊藤 昌宏	210,523	1,588	189		可決 98.06
高倉 和仁	210,524	1,587	189	(注) 3	可決 98.06
高野 元一	210,501	1,610	189		可決 98.05
佐藤 浩二	210,965	1,146	189		可決 98.26
永嶋 悦子	211,080	1,031	189		可決 98.32
森崎 純成	210,055	2,056	189		可決 97.84
田中 秀司	186,569	25,539	189		可決 86.90
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	210,345	1,767	189	(注) 1	可決 97.97

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上